

## ○犬山市先端医療機器導入費補助金交付要綱

令和4年12月14日要綱第94号

## 犬山市先端医療機器導入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域医療の中核的な医療機関である医療法（昭和23年法律205号）第42条の2第1項に規定する社会医療法人（以下「社会医療法人」という。）に先端医療機器（以下「機器」という。）の導入を促進することにより、当該医療機関の医療体制の充実、地域の医療機関相互の密接な連携及び機能分担の促進並びに医療資源の効率的活用を図り、地域の医療水準の向上を目的として予算の範囲内で交付する犬山市先端医療機器導入費補助金（以下「補助金」という。）について、犬山市補助金等交付規則（昭和56年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第2条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、社会医療法人が市内に開設する医療法第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所への機器の導入及び設置に要する経費とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の額とし、市長が別に定める額を限度とする。

(事前協議等)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、次条の交付申請（以下「申請」という。）を行う年度の前年度までに次に掲げる事項について、市長と協議を整えるものとする。ただし、協議が整った場合においても、第5条第1項の交付決定以外に補助金の交付は決定しない。

- (1) 機器の導入計画、仕様並びに導入及び維持管理に係る経費
- (2) 機器導入後の地域の医療機関との連携、医療資源の効率的活用等が確認できるもの並びにこれらに占める機器の役割及び効果
- (3) 申請を行う期日
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 市長と前項の協議をする者は、当該協議が整う前であっても、市長がやむを得ないと認めるときは、補助金に係る事業（以下「補助事業」という。）

に着手することができる。

(交付申請)

第4条 市長と前条の協議を整えた者は、規則第4条の補助金等交付申請書に当該協議において市長が指定した書類を添付して、前条第3号の期日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて実態調査等を行い、適当と認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、規則第5条第1項の補助金等交付決定通知書により当該申請をした者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、当該交付決定に条件を付することができる。

(実績報告)

第6条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第11条の補助事業等実績報告書に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(額の確定及び交付)

第7条 市長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を概算払又は前金払により交付することができる。

3 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第12条第3項の補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月14日から施行する。